

私立幼稚園の施設型給付への移行に係る 利用定員の設定について

認可定員より実際の利用人員が恒常的に少ない私立幼稚園の利用定員の設定

平成 28 年 12 月 21 日

第 2 回千歳市子ども・子育て会議

施設型給付への移行希望がある事業者からの主な意見

○ 利用定員の設定に当たっては、過去3年間の実利用人員の平均値とするのではなく、公定価格の単価表に照らし、単価の高い利用定員区分に位置づけて設定することを求める。

⇒ その結果、利用定員が低くなることについては、定員を超える柔軟な受入で対応したいという意向。
(市町村によっては運用が異なるケースがあるという意見)

(理由)

- ・ 利用定員の設定に際し、単価区分により、年間の給付費が300万～400万円程度異なる。
- ・ 幼児教育の1学級規模としては、1クラス35人以下。教育の質の担保の観点から30人程度で行うことが好ましい。(少人数制化・就学後のクラス単位への連動)
- ・ 幼稚園教諭の確保の必要上、処遇(給与等)を上げる必要(又は、今後の施設整備に係る積み立ての必要性)があり、そのための財源確保を考慮。
- ・ 施設型給付へ移行することに伴う収支への不安感 など。

＜対応方針＞ 私立幼稚園の利用定員の設定に係る千歳市の取扱

- 幼稚園の施設型給付への移行と合わせて、市は「幼児教育の機会を保証する義務」を担う。利用定員の決定により、「3歳以上～就学前の子どもに教育を施したいという希望が叶わない」などの市民の不利益につながらないよう、また、公費の使途となる個人給付（施設型給付）を適切に執行するため、子ども・子育て支援新制度運用上の趣旨を踏まえつつ「利用定員の設定」を次のとおり取り扱う。

- ・ 施設型給付に移行する際の、利用定員の設定に当たっては、
 - ① 事業者間の公平性を担保し、②市の計画における需要量推計との整合性を図る観点から、「**認可定員以下、過去3年間の実利用人員の平均（小数点以下切上）以上**」の範囲で決定する。
※事業者の希望が、過去3年間の実利用人員の平均人員数を下回る場合は、当該平均人員数をもって決定する。

- ・ 施設型給付移行後に、公定価格の利用定員区分が、実際の受入数と乖離が生じる場合（※）には、**計画期間中であっても、事業者からの申し出により、当該利用定員を見直すことができるものとする。**

※ ただし、「実際の受入数に見合わない場合」の判断は、過去の実利用人員の推移や各月の平均在所率（少なくとも半年以上）、応諾義務の適正な執行の状況（施設の受入状況）を踏まえるものであり、施設運営への影響をも鑑みながら、単に、公定価格の単価区分に合わせるための利用定員の減員にならないよう、千歳市子ども・子育て会議の意見を聞きながら判断するものとする。

※ また、従事者（幼稚園教諭）の人材確保が困難であることや人員不足を理由とした利用定員の見直しは基本的には認めないものであり、事業者は早期に体制確保に努めなければならない。

※ なお、利用定員の減員を行う場合は、申し出に係る十分な協議期間を設け、3か月前までの届出や、在籍児童の保護者に対する説明・入園説明会等での周知が必要となる。

＜対応方針＞ 施設型給付移行後の利用定員の見直しに係るイメージ

- ・ 4月～9月 各月受入状況の確認
 応諾義務の執行状況の確認（※）
- ・ 10月 利用定員の見直しに係る事業者からの申し出
- ・ 10月～12月 市との協議期間（市は、千歳市子ども・子育て会議に意見を聴く）
- ・ 12月 利用定員の変更届（3か月前）
- ・ 1月～3月 事業者による保護者説明・周知
- ・ 4月 利用定員の見直し（以降、見直し後の定員区分により、施設型給付を開始）

※なお、応諾義務の執行に際し、従事者（幼稚園教諭）の確保等が困難な場合も想定されるが、施設型給付の法定代理受理を行う事業者には、早期に体制確保に努める責務がある。（市は、保育所等人材バンクの普及や保育士就職セミナーの開催等、必要な支援を講じる。）